

徳島県告示第百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和八年三月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ大麻店

鳴門市大麻町板東字西山田一一九番一ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第四百八十八号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により鳴門市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

県道に接する店舗出入口の明確な表示と、駐車場内通路の車両の進行表示を示し、駐車場内での交通事故が発生しないよう対策を講じること。

2 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

分別の徹底により廃棄物を低減させ、再資源化を図ること。

3 騒音の発生に係る事項

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）、徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）等の法令及び条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であつた場合も、周辺住民等から苦情があつた場合は、誠意を持つてこれに適切に対応すること。特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。

4 廃棄物に係る事項等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）を遵守し、事業活動に伴つて排出される廃棄物については、事業者の責任において適切に処理すること。

5 街並みづくり等への配慮等

近隣農地における営農について支障がないよう配慮すること。

事業地からの排水等において、近隣農地、農業用施設（農業用排水路、農道等）に支障が生じることのないよう適切な処置、管理を行うこと。また、支障が生じた場合には、速やかに関係者へ連絡し、届出者の責任において支障を取り除くこと。

事業地からの排水管理について、適時、地元土地改良区との連絡調整のもと、適切な排水管理を行うこと。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び鳴門市産業振興部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和八年三月六日から同年四月六日まで